

新人教育プログラム臨床見学受入施設 指導実施要綱



(公社)日本理学療法士協会 事務局

第3版(2017年11月)

目次

1. はじめに.....	3
1.1 概要.....	3
1.2 用語集.....	3
2. 対象.....	4
2.1 見学者.....	4
2.2 講師.....	4
3. 見学について.....	5
3.1 見学受入の申請.....	5
3.2 見学受入.....	6
3.3 見学研修要件.....	6
3.4 見学研修実施における注意事項.....	8
3.5 見学希望者とのやりとりについて.....	8
3.6 見学受入後の手続き.....	8
4. 見学受入申請から単位付与までの流れ.....	9
5. 休会、退会後の取り扱い.....	11
6. 見学受入の中止、申請内容の変更.....	11
7. 参考資料.....	12
8. 問い合わせ先.....	13

1. はじめに

1.1 概要

新人教育プログラム臨床見学受入施設制度は、理学療法士の臨床能力向上を目的として2015年度から運用を開始しました。

本制度は、本会が認定する臨床見学受入施設で新人教育プログラム未修了の会員が見学研修を行うことで、新人教育プログラムの臨床に関する下記テーマの単位を取得できるという制度になります。臨床見学受入施設となるためには、施設に認定理学療法士または専門理学療法士取得者がいることが条件になります。

新人教育プログラム未修了の会員は、見学研修で下記のテーマが取得できます。

<取得可能なテーマ>

- C-1 神経系疾患の理学療法
- C-2 運動器疾患の理学療法
- C-3 内部障害の理学療法
- C-4 高齢者の理学療法
- C-5 地域リハビリテーション(生活環境支援含む)

1.2 用語集

本書で使われる主な用語について解説します。

■臨床見学受入施設

本会に申請を行い、認定を受けて見学受入の許可を得た施設を指します。見学受入を行うためには、施設内に認定理学療法士または専門理学療法士取得者がいることが条件になります。

■見学研修

新人教育プログラム未修了の会員が、臨床見学受入施設で新人教育プログラムのC-1～C-5のテーマに関する理学療法を行っている様子を見ることで、知識や技能を深めることを指します。

■見学受入

臨床見学受入施設の講師が見学研修を行うことを指します。

■見学者

臨床見学に参加する方を指します。

■講師

認定専門理学療法士または専門理学療法士を取得しており、かつ見学受入の申請を行い、本会が認定した理学療法士を指します。見学研修において、講師は見学者に対し直接指導を行います。
※申請時点にて、認定専門理学療法士または専門理学療法士を取得見込みの場合は、申請対象外となります。取得後に、講師の追加申請を行ってください。

■管理者

主にリハビリテーション科や理学療法室等において管理者またはリーダー的役割を任されている理学療法士や他職種の方を指します。管理者が理学療法士でない場合は、他職種の管理者が取りまとめを行い、本会に見学受入の申請を行う必要があります。
※問合せ対応・日程調整対応等、各種手続きが可能である方を対象とする。

■取得可能なテーマ

見学者が見学研修に参加することで取得できる新人教育プログラムのテーマを指します。

■受入可能なテーマ

見学受入を行う各講師が設定する新人教育プログラムのテーマを指します。講師は、自らが設定したテーマに関する見学研修を行う必要があります。

2. 対象

2.1 見学者

本制度の見学者は、新人教育プログラム未修了の会員が対象です。

※入会手続き中の方も、新人教育プログラム臨床見学受入施設制度を利用して見学研修に参加できるものとします。入会手続き中に見学研修に参加した場合、入会後に見学研修の単位を付与しません。

※本制度は、新人教育プログラム未修了の会員を対象としているため、新人教育プログラム修了者の見学研修は原則認めません。

※他施設の新人教育プログラム未修了の会員だけでなく、臨床見学受入施設(自施設)に所属する新人教育プログラム未修了の会員も、見学者として見学研修に参加することができるものとします。

2.2 講師

本制度の講師は、認定理学療法士または専門理学療法士のどちらかの資格を有している会員が対象となります(非常勤講師を含む)。

講師は、見学者に対して直接指導を行っていただきます。また、非常勤講師である場合は、対応可能曜日等を「新人教育プログラム臨床見学受入施設 講師一覧(様式第4号)」へご明記ください。

※非常勤講師について⇒(参照:項目「3.1 見学受入の申請」内、3)へ)

※新人教育プログラム臨床見学受入施設 講師一覧(様式第4号)について
⇒(参照:項目「4.見学受入申請から単位付与までの流れ」)

3. 見学について

臨床見学受入施設として認定されるには、申請の手続きが必要となります。

3.1 見学受入の申請

- 1) 2015年度は認定理学療法士または専門理学療法士取得者が個人で本会に申請し、新人教育プログラム臨床見学受入施設の認定を行っていましたが、2016年度以降の申請は、指定の申請期間に施設のリハビリテーション管理者に取りまとめを行っていただき、本会に申請いただく形となります。

※管理者について⇒(参照:項目「1.2 用語集」)

- 2) 施設内に認定理学療法士または専門理学療法士取得者がおり、かつ見学研修が可能であれば、病院、診療所、通所・訪問リハビリテーション事業所、行政機関等を問わず申請が可能です。
- 3) 主たる職場が大学等の教育施設で、週に1~2回程度関連病院等で臨床業務に携わっている場合、関連病院の管理者が受入を許可すれば関連病院で見学受入を行うことは可能です。なお、関連病院の管理者が申請を行う必要があります。
- 4) 見学受入の申請にあたって、下記の申請書類を作成し、申請受付期間内に本会に郵送で提出いただく必要があります。

<申請書類>

- ①新人教育プログラム臨床見学受入申請願(様式第1号)
- ②施設使用承諾書(様式第2号)
- ③誓約書(様式第3号)
- ④新人教育プログラム臨床見学受入施設 講師一覧(様式第4号)

申請受付後に審査を行い、本会の定める条件を満たした施設に認定証を発行し、臨床見学受入施設として施設情報を本会ホームページに掲載します。認定証は、各施設の管理者の方宛で郵送にてお送りします。

- 5) 認定期間は、申請年度の翌年5月1日～翌々年3月31日までとなります。ただし、認定期間満了日までに管理者から見学受入の辞退届け出がない場合は、臨床見学受入施設の認定期間は自動的に1年間延長され、認定期間満了日の翌日4月1日～当年度3月31日まで臨床見学受入施設となります。以降も同様となります。

(例)2017年度(=申請年度)に申請した場合、認定期間は2018年5月1日～2019年3月31日となり、2019年3月31日までに辞退届が無い場合には、2019年4月1日～2020年3月31日まで引き続き受入施設となります。

- 6) 見学受入において、施設が見学者に対して受講費を徴収することはできません。

3.2 見学受入

見学受入を行っていただくにあたり、下記の項目に関しては、各施設で自由に設定できます。所属施設でご相談いただき、無理のない範囲でご設定ください。

- 1) 見学時間は1テーマあたり60分～半日程度であれば自由に設定できます。
- 2) 受入可能なテーマは、申請時に、所属施設の理学療法士が各自で決めることができます。受入可能なテーマは、各理学療法士が取得している認定・専門理学療法士の領域や専門分野に関わらず、患者様や施設の特徴等に合わせてテーマ設定可能とします。
- 3) 1日の見学研修の中で受入可能なテーマ数は、1テーマ60分以上を基準に見学時間を設定し、該当テーマごとの見学研修を行う場合、1日最大5テーマ設定可能とします。
- 4) 見学者の人数は1人～複数人数で、各施設で自由に設定可能とします。ただし、同時期に複数の見学希望者がいる場合、特段の事情がない限り複数の受入を推奨します。
- 5) 女性限定など、見学者の限定は各施設で自由に設定可能とします。申請の際、「新人教育プログラム臨床見学受入施設 講師一覧(様式第4号)」の備考欄にその旨を記載してください。
- 6) 施設の業務状況等によって特定の時期の見学受入が難しい場合は、見学受入が可能な期間の設定ができるものとします。申請の際、「新人教育プログラム臨床見学受入施設 講師一覧(様式第4号)」の備考欄にその旨を記載してください。
- 7) 所属の都道府県士会以外の会員であっても、施設側で特に支障がなければ受け入れることができます。

3.3 見学研修要件

見学研修の到達目標は、新人教育プログラム未修了の会員が、本会が認定する臨床見学受入施設での見学研修を通して、理学療法の実践を通じた評価と治療について学ぶことです。理学療法士が実際に理学療法を行う様子を見学することで、患者様の症状に対する客観的な評価と、効果的なアプローチ方法について理解を深められるよう、見学研修を行う必要があります。

見学研修に関して、詳細なカリキュラムは設けておりませんが、講師は下記要件に沿って見学受入を行ってください。

- 1) 見学時間は1テーマあたり60分以上、半日程度とする。
- 2) 新人教育プログラムの履修単位のうち、本制度の見学研修で受入可能なテーマは「理学療法の臨床」の下記の5テーマとする。

- C-1 神経系疾患の理学療法
- C-2 運動器疾患の理学療法
- C-3 内部障害の理学療法
- C-4 高齢者の理学療法
- C-5 地域リハビリテーション(生活環境支援含む)

- 3) 1日の見学研修の中で受入可能なテーマ数は最大5テーマとする。
- 4) 見学研修の際は、認定理学療法士または専門理学療法士を取得しており、かつ事前に様式第4号にて申請を行った講師が直接指導にあたること。
- 5) 各講師は、自らが設定した受入可能なテーマに関する見学研修を行うこと。

※認定理学療法士または専門理学療法士資格を所有していない方は、見学研修の補助を行うことは可能ですが、直接指導は認定・専門理学療法士の方のみが行うものとする。

※見学研修の補助とは、見学者の案内等の補助的な業務を指す。

- 6) 見学研修では最低1人以上の患者様への治療見学を行うこと。
- 7) 1テーマにつき講師は1人とし、1テーマを複数の講師が担当することはできない。
(例)1人の見学者に対し、「C-1 神経系疾患の理学療法」のテーマを2人の講師が担当することはできない。
- 8) 1日の見学研修で複数のテーマの見学受入を行う場合、複数の講師をつけることができる。
(例)1日の見学研修の中で、「C-1 神経系疾患の理学療法」のテーマを講師Aが担当し、「C-2 運動器疾患の理学療法」のテーマを講師Bが担当することができる。
- 9) 1日の見学研修で1人の講師が複数のテーマを担当し見学研修を行うことができる。
(例)1日の見学研修の中で、講師Aが「C-1 神経系疾患の理学療法」と「C-2 運動器疾患の理学療法」のテーマを担当し見学研修を行うことができる。

- 10) 見学は、自施設の新人教育プログラム履修中の理学療法士に対しても行うことができるものとする。見学研修として普段の臨床業務とは別に時間をとって見学を行った場合だけでなく、自施設で実施した職場内教育(On the Job Training)も、本会の定める見学時間等の要件を満たしていれば、見学研修の一環とみなし単位を付与する。

3.4 見学研修実施における注意事項

- 1) 患者様の了解を得た上で見学研修を行ってください。
- 2) 本制度はあくまで見学研修となりますので、見学者に患者様の治療や移乗、介助をさせることのないようにしてください。
- 3) 見学研修中に事故やケガが起こらないよう、十分注意してください。
- 4) ご不明な点がございましたら、見学受入を行う前に本会までお問い合わせください。

3.5 見学希望者とのやりとりについて

- 1) 見学の受入開始後は、臨床見学受入施設の講師と見学希望者が直接やり取りをして、見学研修を行う日時や受入テーマの交渉を行う必要があります。
- 2) 見学の受入ごとに、協会からの公文書は発行いたしません。依頼書等が必要な場合は、見学希望者とのやりとりを通して、見学希望者の所属施設から依頼状等を発行してもらってください。依頼書のフォーマットは、本会ホームページからダウンロードできます。(本会ホームページ <http://www.japanpt.or.jp/> 内、検索キーワード「見学依頼書」)

3.6 見学受入後の手続き

見学受入実施月の翌月 5 日を目途に、月ごとにまとめてメールにて実施報告書をご提出ください。実施報告書のフォーマットは、本会ホームページよりダウンロードできます。(本会ホームページ <http://www.japanpt.or.jp/> 内、検索キーワード「実施報告書」)

- 1) ご提出いただいた実施報告書をもとに、本会事務局でマイページに履修状況の登録を行います。見学者には新人教育プログラムのうち見学したテーマの単位を付与します。講師には実施テーマごとに生涯学習ポイント 10 ポイント(履修ポイント基準大項目 5-7)新人教育プログラム臨床見学受入施設の指導者)を付与します。

※履修状況の反映は、見学受入実施日から 1~2 カ月程かかります。

※認定・専門理学療法士の申請および更新の際は、使用できるポイント数および領域について一部制限が生じる場合がありますのでご了承ください。

2017 年 11 月現在、1 申請につき上限 40 ポイントとします。(2017 年 8 月追記 履修ポイント基準より)

2) 講師ポイントは、実施テーマごとに付与します。

※見学者が受講テーマを履修済みであっても、実施したテーマの講師ポイントは付与されます。

※新人教育プログラム修了者が見学した場合は、講師ポイントは付与されません。(参照:項目「2. 対象」内、「2.1 見学者」)

(例)1日に1人の講師が「C-1 神経系疾患の理学療法」と「C-2 運動器疾患の理学療法」の2つのテーマの見学研修を行った場合、C-1で10ポイント、C-2で10ポイントの計20ポイントを付与します。

3) 見学研修の補助をした方へのポイント付与はありません。

4) 以下の時期は急ぎ履修状況登録が必要なため実施後1週間を目途に随時ご提出ください。

・10～11月頃 (講師ポイントを使用する認定・専門理学療法士の申請時期)

・3月 (新人教育プログラム修了年度の変わり目にあたる年度末)

4. 見学受入申請から単位付与までの流れ

申請者は、下記の流れに沿って申請をお願いします。

1) 申請書類の作成

新人教育プログラム臨床見学受入の申請を希望する施設の管理者は、下記の書類を作成してください。各申請書類は、本会ホームページに掲載しておりますので、ダウンロードして使用してください。(本会ホームページ <http://www.japanpt.or.jp/> 内、検索キーワード「見学受入を希望」)

<申請書類>

①新人教育プログラム臨床見学受入申請願(様式第1号)

※日付と施設名を記入いただき、管理者のご署名と、ご捺印をお願いいたします。

②施設使用承諾書(様式第2号)

※施設長に承諾いただいた上で様式第2号に日付と施設名、施設長名とご捺印をお願いいたします。

③誓約書(様式第3号)

※日付を記入いただき、管理者のご署名と、ご捺印をお願いいたします。

④新人教育プログラム臨床見学受入施設 講師一覧(様式第4号)

※施設情報と見学受入を行う講師の情報を記入してください。手書きでも電子データの印刷でもかまいません。

※認定後、講師およびテーマ変更の際も、こちらの様式にて提出となります。

2) 申請書類の提出 1月1日～1月31日〆切 ※当日消印有効

施設の管理者は、作成した上記 1)の申請書類を申請受付期間内に郵送にて提出してください。

【提出先】

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 3-8-5

日本理学療法士協会 生涯学習課 新人教育プログラム臨床見学受入担当者

3) **審査** 3月中

本会で書類提出や、認定理学療法士・専門理学療法士の取得状況等を確認し、新人教育プログラム臨床見学受入施設として認定する施設を決定します。

4) **認定証発行、ホームページ掲載** 4月中

本会が認定した施設に認定証を発行し、臨床見学受入施設を本会ホームページに掲載します。認定証は、各施設の管理者宛で郵送にてお送りします。

※本会ホームページには、臨床見学受入施設として施設情報の他、「管理者」と「講師」の氏名を掲載させていただきますことを予めご了承下さい。

5) **受入開始** 5月1日

当年度より、新規の認定施設は臨床見学受入が可能となります。

※前年度までの認定・実施施設は、4月1日から受入実施が可能です。

※見学希望者から臨床見学受入施設に連絡がきたら、管理者が窓口となって見学希望者と見学研修を行う日時や受入テーマ等を調整してください。

6) **実施報告書を作成・提出** 見学受入実施月の翌月5日を目途に、月ごとにまとめて提出

メールにて「臨床見学受入実施報告書」をご提出ください。実施報告書は本会ホームページよりダウンロードできます。(本会ホームページ <http://www.japanpt.or.jp/> 内、検索キーワード「実施報告書」)

【作成・提出者】 施設の管理者、もしくは見学研修を行った講師

【提出方法】 メール

【提出先】 sinpuro@japanpt.or.jp

日本理学療法士協会 生涯学習課 新人教育プログラム臨床見学受入担当者

※以下の時期は急ぎ履修状況登録が必要なため実施後1週間を目途に随時ご提出ください。

・10～11月頃 (講師ポイントを使用する認定・専門理学療法士の申請時期)

・3月 (新人教育プログラム修了年度の変わり目にあたる年度末)

7) マイページへの履修状況登録

ご提出いただいた実施報告書をもとに、本会事務局でマイページに履修状況の登録を行います。見学者には新人教育プログラムの見学したテーマ単位を付与します。講師には実施テーマごとに生涯学習ポイント 10 ポイント(履修ポイント基準大項目 5-7)新人教育プログラム臨床見学受入施設の指導者)を付与します。

※履修状況の反映は、見学受入実施日から 1~2 カ月程かかります。

※認定・専門理学療法士の申請および更新の際は、使用できるポイント数および領域について一部制限が生じる場合がありますのでご了承ください。

2017 年 11 月現在、1 申請につき上限 40 ポイントとします。(2017 年 8 月追記 履修ポイント基準より)

5. 休会、退会後の取り扱い

- 1) 休会以前に見学研修を行った場合、取得単位は休会中に失効することはありませんが、休会期間中に施設見学を行っても、単位は取得できません。
- 2) 本会を退会した場合、本制度によって取得した単位はリセットされます。再入会した場合は、修了要件を再度取得する必要があります。

6. 見学受入の中止、申請内容の変更

見学受入の中止や申請内容の変更を行う際は、下記にしたがって管理者が所定の手続きを行ってください。臨床見学受入施設一覧に反映いたします。

- 1) 下記に該当する場合は、申請時ご利用の下記書類へ変更点が分かるよう赤字等で明記の上、管理者がメールにてご申請ください。

- ・申請時の受入可能なテーマが変更になった場合
- ・見学受入を中止する講師が生じた場合
- ・見学受入を行う講師を追加する場合

【提出書類】新人教育プログラム臨床見学受入施設 講師一覧(様式第 4 号)

【提出先】sinpuro@japanpt.or.jp

日本理学療法士協会 生涯学習課 新人教育プログラム臨床見学受入担当者

- 2) 臨床見学受入施設として登録後、見学受入を中止する場合は、管理者が郵送にて本会に「臨床見学受入辞退届(様式第 5 号)」を提出してください。申請書類は、本会ホームページよりダウンロード

ドして使用してください。(本会ホームページ <http://www.japanpt.or.jp/> 内、検索キーワード「辞退届」)

※「臨床見学受入施設辞退届」を提出後、再度見学受入を行う場合は、改めて申請を行う必要があります。初回申請時同様の手続き運用となります。(参照: 項目「4. 見学受入申請から単位付与までの流れ」)

7. 参考資料

見学研修を行う際は、必要に応じて下記をご参考ください。

- 1) 見学研修では、受入可能なテーマに関する見学研修を行う必要があります。下記の表を参考にし、各テーマに関する見学研修を行ってください。

新人教育プログラムテーマ	関連する対象、疾患、病期
C-1 神経系疾患の理学療法	脳卒中、頭部外傷、脳性麻痺、脊髄損傷、神経・筋疾患、心身の発達障害など
C-2 運動器疾患の理学療法	骨関節疾患、切断、徒手、スポーツ外傷・障害など
C-3 内部障害の理学療法	呼吸障害、循環障害、代謝障害など
C-4 高齢者の理学療法	高齢者を対象とした健康増進、介護予防、障害予防、義肢・補装具など
C-5 地域リハビリテーション (生活環境支援含む)	地域住民全般を対象とした健康増進、生活習慣病予防、健康管理、在宅支援など

※表に記載がない疾患や病期でも、見学研修の実施は可能です。

※疾患の重症度や病期等によって複数のテーマに関連する場合がありますので、各講師でご判断いただき見学研修を行ってください。

- 2) 見学研修内容についての詳細なカリキュラムは設けておりませんが、下記を参考にし、見学スケジュールを組み立てて下さい。

研修名	JPTA 新人教育プログラム 臨床見学研修		
時間	狙い・目標	活動内容	場の設定
12:40～13:00	導入	【オリエンテーション】 自己紹介と趣旨説明 本日のタイムスケジュールなどの説明 施設紹介	病院・リハビリテーションセンター
13:00～13:20	領域ごとの情報収集のポイントを確認する	【患者紹介】 患者一般情報 理学療法経過の共有	電子カルテ 患者情報

13:20～14:20	治療を見て、考える	【理学療法 治療見学】 担当の理学療法士が提供している治療内容を書き出しながら、何を狙いとして実施しているのか？治療対象部位はどこか？などを想定して書き出す。疾患の特性、高齢者の特性なども考慮する。	治療場面の見学 * FITT を用いて記録 F: frequency (頻度) I: Intensity (強度) T: Time (時間) T: Type (種類)
14:20～14:50	治療を整理する	【ディスカッション】 FITT で訓練内容を分類し、治療内容の目的、方法を想定しながら振り返る。	
14:50～15:00	治療を確認する	【フィードバック】 担当の理学療法士から、治療の目的と方法について説明を受け、省察する。	

※一例ですので、上記以外の見学研修の組み方でもかまいません。

8. 問い合わせ先

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 3-8-5

(公社)日本理学療法士協会 事務局 新人教育プログラム臨床見学受入 担当者

TEL: 03-6804-1440 E-mail : sinpuro@japanpt.or.jp